

人の運送をする不定期航路事業に係わる
作業基準

2023年 3月 30日

昭和日タンマリンサービス株式会社

名 称 人の運送をする不定期航路事業に係わる 作業基準		コード No. S 4 9 m - 1 0 2	
制 定 2 0 1 2 年 4 月 1 日	改 正 2 0 2 3 年 3 月 3 0 日 年 月 日 年 月 日	改 正 年 月 日 年 月 日 年 月 日	
目 次 第 1 章 総 則 (1 ～ 2) 第 2 章 作業体制 (3 ～ 4) 第 3 章 危険物等の取扱い (5) 第 4 章 運航作業 (6 ～ 9) 第 5 章 旅客の遵守事項等の周知 (1 0 ～ 1 1) 第 1 章 総 則 1. 目 的 この基準は、別に定める「人の運送をする不定期航路事業安全管理規程」（以下、「安全管理規程」という。）に基づき、水島港内における通船業務に係わる小型船舶の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。 2. 適用範囲 この基準は、人の運送をする不定期航路事業の対象船舶である、「おりおん」（4.8 トン）、「シリウス」（4.6 トン）および「うしお 2 号」（4.4 トン）を使用して行う水島港内における通船業務に適用する。 第 2 章 作業体制 3. 作業体制 3.1 通船業務に従事する者は、原則として、船長 1 名とする。 尚、船長は、小型船舶操縦士免許（2 級）かつ、特定操縦免許保持者で、同型船の運航経験を 3 年以上持つ者とする。 3.2 船長は、船舶の運航作業のほか、乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。 3.3 運航管理者及び船長は、別に定める「安全管理規程」、「人の運送をする不定期航路事業に係わる運航基準」（以下、「運航基準」という。）、「人の運送をする不定期航路事業に係わる事故処理基準」、「人の運送をする不定期航路事業に係わる地震防災対策基準」を熟知し、これらを遵守しなければならない。 3.4 運航管理者及び船長は、気象・海象、港内事情等の情報を相互に共有しなければならない。 3.5 運航管理者、運航管理補助者及び船長は、常に連絡を取り合うことができるよう、無線設備・簡易無線機（トランシーバー）、構内電話等、その機能が正常であることを確認しておくものとする。 3.6 船長以外の社員が、船内で作業に従事する場合は、船長の指揮を受けるものとする。 3.7 船長及び船内で作業に従事する社員は、常に救命胴衣を着用する。		(注)通船対象旅客は、主に ENEOS(株)水島製油所 B 工場における荷役船舶に係わるサーベイヤー、船員等である。 (注)うしお 2 号については、海上運送法の適用を受けて人の運送を行う船舶ではない。 (注)法定乗組員数は 1 名である。	
主 管 課 : 業務部現業課			

4. 陸上作業の指揮 旅客の誘導等、特に陸上での対応が必要な場合は、運航管理補助者が現業係員を指揮し、船長の支援を行う。 第3章 危険物等の取扱い 5. 危険物等の取扱い 5.1 危険物の運送は行わない。 但し、サーベイヤが採取した石油類の少量の見本品等を運ぶ場合には、漏洩、容器の破損、火気の扱い等、厳重に注意する。 5.2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の運送は行わない。又、船長は、これらを携行する者の乗船は拒絶する。 尚、乗船を拒絶した場合には、船長は直ちに運航管理者にその旨を連絡する。 第4章 運航作業 6. 運航準備作業 6.1 始業点検 (1) 船長は、発航前に船舶の設備等が運航に支障無く正常であるか、その他運航に必要な機材等の準備が整っているかについて、「おりおん運航日誌」、「シリウス運航日誌」、「うしお2号運航日誌」（以下それぞれ「運航日誌」という。）により始業点検を行う。 又、合わせて、係留施設等の陸上設備を点検する。 (2) 異常を発見した場合は、直ちにその概要を運航管理者又は運航管理補助者に報告するとともに、修復整備の処置を講ずる。 6.2 乗船準備作業 (1) 船長は、業務課（船舶代理店）と十分な打ち合わせを行い、乗船開始時刻、定員、乗船者名、乗船場所、通船先船舶名、通船先船舶の所在（停泊海域）等を確認し運航管理者に連絡する。 (2) 船長は、指定された乗船場所に船を着ける。 6.3 旅客の乗船 (1) 船長は、乗船通路（タラップ、縄梯子等）が確実に設置されていることを確認した後、旅客に乗船開始を告げ、乗船口から船内に誘導する。 (2) 船長は、船内における旅客の遵守事項、注意事項を説明し周知を図る。 7. 運航作業 7.1 船長は、運航作業に当たって、運航の可否判断、標準航路等の基準は、別に定める「運航基準」による。 7.2 離棧（又は離船）作業 船長は、棧橋（又は通船先船舶）及び周辺海域の状況が、離棧（又は離船）に支障がないことを確認して、発航する旨を旅客に告げ、解らんして、離棧（離船）を開始する。 7.3 運航中作業 (1) 船長は、他船の動き等周辺海域の状況、気象・海象及び旅客の状況に常に注意し、航行及び輸送の安全を図る。 (2) 船長は、大型船との行き違い、タグボートの走波等により、船舶が大きく動揺するおそれがあるときは、旅客に注意を促すものとする。 7.4 係留中の保安 船長は、係留中、旅客の安全に支障のないよう、係留方法、タラップ等の保安に十分留意する。	(注) 同乗するサーベイヤに見本品の管理を依頼する。 (注) 別紙-1「おりおん運航日誌」、別紙-2「シリウス運航日誌」、別紙-3「うしお2号運航日誌」 (注) 点検は、主機、排気、冷却水、操舵装置の状態に特に注意する。 (注) 定員は、乗組員を含めて「おりおん13名以下」「シリウス、うしお2号8名以下」である。 (注) 第5章に具体的事項を規定する。
---	--

7.5 着棧(又は着船)作業

- (1) 船長は、着棧(又は着船)時の衝撃により、船舶が大きく動揺するおそれがあることから、旅客に着席又は手すりにつかまるよう、注意を促すものとする。
- (2) 船長は、棧橋(又は通船先船舶)及び周辺海域の状況が、着棧(又は着船)に支障がないことを確認して、着棧(又は着船)して係留作業を行う。
- (3) 船長は、着棧(又は着船)の後、棧橋又は通船先船舶への通路(タラップ、縄梯子)が確実に設置されていることを確認する。

7.6 旅客の下船

- (1) 船長は、係留及び通路が安全であることを確認した後、旅客に下船を告げる。
- (2) 下船中は、波、風等による動揺に注意し、必要に応じて旅客に注意を促す。

8. 運航手仕舞い作業

8.1 終了連絡

船長は、運航作業が終了した時には、その旨を運航管理者及び業務課(船舶代理店)に連絡する。

8.2 終業点検

- (1) 船長は、運航終了後に、「運航日誌」により、船舶及び陸上設備に異常のないことを確認する。
- (2) 異常を発見した場合は、その概要を運航管理者に報告するとともに、修復整備の処置を講ずる。

9. 点検整備と記録

9.1 運航管理者は、船舶の性能、機能を維持するための塗装等の保全、入渠による保全等の作業を計画し指揮する。

9.2 船長は、「運航日誌」に必要事項を記入し、運航管理者又は運航管理補助者に提出する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

10. 乗船旅客に対する遵守事項の周知

運航管理者及び船長は、船内の旅客が見え易い場所に、次の事項を掲示して、旅客の遵守事項を周知する。

尚、船長は、必要に応じて、乗船後発航前に、旅客に当該事項を説明する。

10.1 旅客の禁止事項

- (1) 許可無く危険物を持ち込まないこと
- (2) 刀剣、銃器等の持ち込みは禁止すること

10.2 救命胴衣の格納場所及び着用方法

10.3 非常の際の避難要領(非常信号、避難経路等)

10.4 体調不良となった時の船長への連絡

10.5 乗下船及び非常の際には、船長の指示に従うこと

11. 乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知

船長は、乗船前旅客に対し、以下の事項を説明する。

11.1 旅客は、乗下船時及び船内においては、係員の誘導に従うこと。

11.2 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。

11.3 その他旅客の安全に関して注意すべき事項。

1 2. 救命胴衣の着用

船長は安全確保のため、常時救命胴衣を着用させるものとする。

以 上

(注) 船長は、旅客に対し救命胴衣の適切な着用を促すこと。

おりおん 運航日誌

昭和日タンマリンサービス(株) 現業課

運航管理者	参 事	主務職	船 長

年 月 日 曜日

天候 風向 風速 H・W L・W

Rev.2022.6.21

1. 勤 務

	作業人員	開 始	終 了	運 航 時 間	備 考
所定内	名	時 分	時 分	時間 分	
時間外	名	時 分	時 分	時間 分	
時間外	名	時 分	時 分	時間 分	

2. 通船・業務通船

船 名	開 始	終 了	乗船場所	下船場所	人員数	業務内容
	時 分	時 分				
	時 分	時 分				
	時 分	時 分				

3. その他(小型外航船網取り放し)作業

船 名	開 始	終 了	艇 長	上乗り者	業務内容
	時 分	時 分			
	時 分	時 分			

4. 燃料及び潤滑油状況(*消費燃料は1時間当り4.0ℓ)

	繰越量	受入量	消費量	残油量		繰越量	受入量	消費量	残油量
燃料油					潤滑油				

5. 点検表(使用都度)

箇所・時期		点 検 項 目	結 果
機 関 ・ 電 気 ・ 機 器 類 ・ 船 体 外 観 ・ 係 留 索	始 業 点 検	・船体の外観・甲板の損傷は無いが又、ハッチの閉止及びロックされているか。 ・ゴムフェンダー及び前面タイヤに亀裂・損傷は無いが又、取付け状態は良いか。 ・係留設備の破損・不具合箇所はないか。 ・ビットの異常はないか。 ・ベルト・メタル固定ベルト・ユニバーサルジョイントの異常はないか。 ・プロペラシャフトは良いか。(目視窓) ・燃料油の確認。(1/3以上)余裕はあるか。 ・エンジンオイルの汚れ具合・鮮度・量は良いか。 ・操舵装置の作動・操作具合は良いか。 ・各部に異音・異常な振動はないか。 ・冷却水・ビルジは正常に排出するか。(船外目視) ・計器類は正常に表示するか又、電気系統も問題ないか。 ・機関部分の油漏れ・水漏れはないか。 ・航海燈の点燈状況は良いか。 ・消火器は定数(1個)所定位置にあるか。 ・無線機を開局し交信テストは良好か又、拡声器に異常はないか。	
	終 業 点 検	・設備・機器類に異常はないか。 ・船内各部に油、水漏れはないか又、底部に浸水はないか。(スタンチューブ・ビルジを含む) ・電源・スイッチ類の”OFF”切り忘れはないか。 ・船内の整理・整頓及び忘れ物はないか。備品工具の整備・清掃は良いか。 ・船体の外観・甲板の損傷は無いが又、ハッチの閉止及びロックされているか。 ・ゴムフェンダー及び前面タイヤに亀裂・損傷は無いが又、取付け状態は良いか。 ・施錠・係留索は所定通り確実に実施したか。	
月2回 以上実施 の事		・バッテリーの液容量・比重(ターミナル部の接続状態) ・救命胴衣(最大搭載人員、13名分)・救命浮環及び法定備品の完備。 ・エアコンの作動状況は良好か(使用しない時も点検の事)	点検結果は別紙に記入

* 異常なし(O) 調整(A) 修理(Δ) 交換(×) 締付(T) 清掃(C)

始業点検者 終業点検者

5. 特記事項(引継ぎ事項)

シリウス 運航日誌

昭和日タンマリンサービス(株) 現業課

運航管理者	参 事	主務職	船 長

年 月 日 曜日

天候 風向 風速 H・W L・W

Rev.2019.4.1

1. オイルフェンス展張・回収作業 LPG船点滅浮標付設・回収作業

棧橋	船 名	開 始	終 了	所要時間	船長	上 乗 り	作 業 内 容
		時 分	時 分				
		時 分	時 分				
		時 分	時 分				
		時 分	時 分				O/F開口部閉鎖訓練

2. その他作業

船長	上 乗 り	開 始	終 了	所要時間	作 業 内 容
		時 分	時 分		
		時 分	時 分		
		時 分	時 分		
		時 分	時 分		
		時 分	時 分		
		時 分	時 分		
		時 分	時 分		

3. 燃料及び潤滑油状況(*消費燃料は1時間当り4.0㍓)

	繰越量	受入量	消費量	残油量		繰越量	受入量	消費量	残油量
燃料油					潤滑油				

4. 点検表(使用都度)

箇所・時期		点 検 項 目	結 果
機 関 ・ 電 気 ・ 機 器 類 ・ 船 体 外 観 ・ 係 留 索 他	始 業 点 検	・船体の外観・甲板の損傷は無いが又、ハッチの閉止及びロックされているか。	
		・ゴムフェンダー及び前面タイヤに亀裂・損傷は無いが又、取付け状態は良いか。	
		・係留設備の破損・不具合箇所はないか。	
		・キャブスタン・ビット・フェアリーダーの異常はないか。	
		・ベルト・メタル固定ベルト・ユニバーサルジョイントの異常はないか。	
		・プロペラシャフトは良いか。(目視窓)	
		・燃料油の確認。(1／3以上)余裕はあるか。	
		・エンジンオイルの汚れ具合・鮮度・量は良いか。	
		・操舵装置の作動・操作具合は良いか。	
		・各部に異音・異常な振動はないか。	
	終 業 点 検	・冷却水・ビルジは正常に作動するか。(船外目視)	
		・計器類は正常に表示するか又、電気系統・エアコン関係も問題ないか。	
		・機関部分の油漏れ・水漏れはないか。	
		・航海燈の点燈状況は良いか。	
		・キャブスタンの作動状態。	
		・無線機を開局し交信テストは良好か又、拡声器に異常はないか。	
		・設備・機器類に異常はないか。	
		・船内各部に油、水漏れはないか又、底部に浸水はないか。(スタンチューブ・ビルジを含む)	
		・電源・スイッチ類の"OFF"切り忘れはないか。	
		・船内の整理・整頓及び忘れ物はないか。備品工具の整備・清掃は良いか。	
月2回 以上実施 の事	・船体の外観・甲板の損傷は無いが又、ハッチの閉止及びロックされているか。		
	・ゴムフェンダー及び前面タイヤに亀裂・損傷は無いが又、取付け状態は良いか。		
	・施錠・係留索は所定通り確実に実施したか。		
		点検結果は別紙に記入	
: バッテリーの液容量・比重(ターミナル部の接続状態)			
: 救命胴衣(最大搭載人員、8名分)・救命浮環及び法定備品の完備。			
: エアコンの作動状況は良好か(使用しない時も点検の事)			

* 異常なし(O) 調整(A) 修理(Δ) 交換(X) 締付(T) 清掃(C)

始業点検者	終業点検者

5. 特記事項(引継ぎ事項)

うしお2号 運航日誌

昭和日タンマリンサービス(株) 現業課

課 長	参 事	主務職	船 長

年 月 日 曜日

天候 風向 風速 H・W L・W Rev.2014.8.13

1. 勤 務

	作業人員	開 始	終 了	所 要 時 間	理 由
時間内	名	時 分	時 分	時間 分	勤務内
時間外	名	時 分	時 分	時間 分	
時間外	名	時 分	時 分	時間 分	

2. 定時巡回及びその他の作業

開 始	終 了	作 業 時 間	特 記
時 分	時 分	時間 分	
時 分	時 分	時間 分	

3. 警戒・オイルフェンス展張・回収作業

2ML 船 名	開 始	終 了	所要時間	作 業 内 容	船 長	上 乗 り 者
	:	:	:			
	:	:	:			
	:	:	:			
	:	:	:			
	:	:	:			
	:	:	:			
	:	:	:	O/F開口部閉鎖訓練		

4. 燃料及び潤滑油状況 (*消費燃料は1時間当り4.0ℓ)

	繰越量	受入量	消費量	残油量
燃料油				

	繰越量	受入量	消費量	残油量
潤滑油				

5. 点検表 (頻度: 日常は都度・定期は2回/月)

	点 検 個 所	結 果
外 観	船体の外観・甲板の損傷はないか又、ハッチの閉止及びロックされているか。	
設 備	係留設備の破損・不良箇所はないか。	
機 器	キャプスタン・ピット・フェアリーダーの異常はないか。	
機 関	ベルト・メタル固定ベルト・ユニバーサルジョイントの異常はないか。	
電 気	プロペラシャフトは良いか。(目視)	
設 備	燃料油の確認。(1/3以上)	
機 関	エンジンオイルの汚れ具合・鮮度・量は良いか。	
電 気	暖機運転の5分間以上の実施。	
設 備	異音・異常な振動はないか。	
機 関	冷却水ビルジは正常に作動するか。(船外目視)	
電 気	回転計の作動状態は良いか。	
設 備	機関の油漏れ・水漏れはないか。	
機 関	航海燈の点燈状況は良いか。	
電 気	キャプスタンの作動状態は良いか。	
設 備	無線機を開局し、交信に異常はないか。	
機 関	各スイッチ類に異常はないか。	
電 気	設備機器に異常はないか。	
設 備	船内各部に浸水はないか。(スタンチューブ・ビルジを含む)	
機 関	備品工具の整備・清掃は良いか。	
電 気	施錠・係留索は完全か。	
月2回以上実施	バッテリーの液容量・比重(ターミナル部の接続状態)	
	救命胴衣具の完備。(8名)	
	エアコンの作動状況は良いか(使用しない時も点検の事)	

* 異常なし(O) 調整(A) 修理(Δ) 交換(×) 締付(T) 清掃(C)

始業点検者	終業点検者

6. 特記事項(引継ぎ事項)